

生活関連施設・経路の選定及び重点整備地区の要件について

1 生活関連施設の選定

(1) 施設分類と要件

施設の分類	基本的な考え方
旅客施設	鉄道駅(近鉄)
公共施設	住民が日常的に利用しない施設は除く町内の主要な官公庁施設
都市公園	都市計画公園のうち、地区住民だけでなく、多くの住民や町外の人が利用する公園
学校	小学校、中学校、高等学校、大学
商業施設	大規模小売店舗立地法に基づく大型商業施設(奈良県:1000m ² を超えるもの)及び500m ² を超える施設(施設一覧より判断)
金融機関	郵便局、銀行等の金融機関
医療福祉施設等	<p>病院 病床数100床程度以上、または延床面積2,000m²以上。</p> <p>老人福祉施設 利用者数1日50名以上、または延床面積1,000m²以上。</p> <p>その他 高齢者、障がい者等を含む住民が、多数利用する施設や、地域や住民から要望の高い施設</p>

(2) 生活関連施設の選定

旅客施設、公共施設、都市公園、学校、金融機関及び上記、商業施設、医療福祉施設等より抽出した主要施設において、生活関連施設選定における選定項目と選定理由を下記に記す。(: 前回資料で選定 : 今回新たに追加 × : 前回資料で選定、今回非選定 近接・集合 : 生活関連施設が原則3施設以上ある施設を とした)

旅客施設 (R)

鉄道駅は河合町内に3駅あり、王寺、天王寺方面や檀原方面など、住民の通勤通学、買い物や観光など移動における重要な施設である。

	生活関連施設	選定	選定項目				摘 要
			特定・特別 建築物	高齢者・ 障がい者 利用	不特定 多数利 用	近接・ 集合	
1	近鉄大輪田駅					-	
2	近鉄佐味田川駅					-	
3	近鉄池部駅						

公共施設 (K)

河合町役場をはじめ体育館や公民館、文化会館など多くの公共施設が点在する。全ての公共施設を同水準のバリアフリー化の実施は困難であると考えられるため、用途や利用状況を踏まえた整備が重要である。

	生活関連施設	選定	選定項目				摘 要
			特定・特別 建築物	高齢者・ 障がい者 等利用	不特定 多数利 用	近接・ 集合	
1	河合町役場						
2	河合町役場出張所						
3	中央体育館						
4	北体育館	-				-	
5	中央公民館						
6	町民グラウンド						
7	西大和地区公民館						
8	南部地区公民館	-				-	
9	心の交流センター	-				-	
10	文化会館まほろばホール						
11	町立図書館						
12	西穴闇児童館	-				-	
13	薬井星和台地区老人憩の家	-				-	
14	佐味田老人憩の家	-				-	
15	西穴闇老人憩の家	-				-	旅客施設等から離れているため未選定。
16	城古老人憩の家	-				-	
17	市場老人憩の家	-				-	
18	西大和地区老人憩の家					-	

学校・園所(G)

小中学校は日常的には学校開放など不特定多数の住民が利用するため、沿道から施設(グラウンド、体育館、校舎)までのアクセス確保が重要である。

生活関連施設	選定	選定項目				摘要
		特定・特別特定建築物	高齢者・障がい者等利用	不特定多数利用	近接・集合	
1	河合町立第一小学校					
2	河合町立第二小学校					
3	河合町立第三小学校					
4	河合町立第一中学校					
5	河合町立第二中学校					
6	河合町立幼稚園	-		-	-	
7	西穴闇保育所	-		-	-	
8	広瀬台保育所	-		-	-	
9	西大和学園高等学校・中学校	-			-	
10	西大和双葉幼稚園	-		-		
11	西大和保育園	-		-		

都市公園(T)

公園は健康増進や健康管理、あるいは趣味やストレス解消として不特定多数の住民が利用する施設であるため、沿道から園路・園内までのアクセス確保が重要である。

生活関連施設	選定	選定項目				摘要
		特定・特別特定建築物	高齢者・障がい者等利用	不特定多数利用	近接・集合	
1	総合スポーツ公園					
2	赤田池公園					
3	釘池公園					
4	中山田池公園					
5	久美ヶ丘中央公園	-			-	
6	馬見丘陵公園	-			-	

商業施設(S)

商業施設はその業種や規模、経営方針などにより、施設の整備状況は様々であるが、大規模な総合ショッピングセンターなどは、滞在型のアメニティ(トイレや休憩所など)や施設内の上下移動について施設整備(ハード整備)で対応することが望ましい。

生活関連施設	選定	選定項目				摘要
		特定・特別特定建築物	高齢者・障がい者等利用	不特定多数利用	近接・集合	
1	イオン西大和店					
2	ユニクロ西大和店					
3	万代河合町店					
4	サンディ奈良西大和店					
5	キリン堂河合町店					
6	Aveil 法隆寺イター-店	-			-	
7	東洋薬局河合店					
8	ワナー・マイカ・シマズ 西大和					

金融機関(B)

金融機関は不特定多数の住民が利用する施設であるため、沿道から店舗までのアクセス確保が重要である。

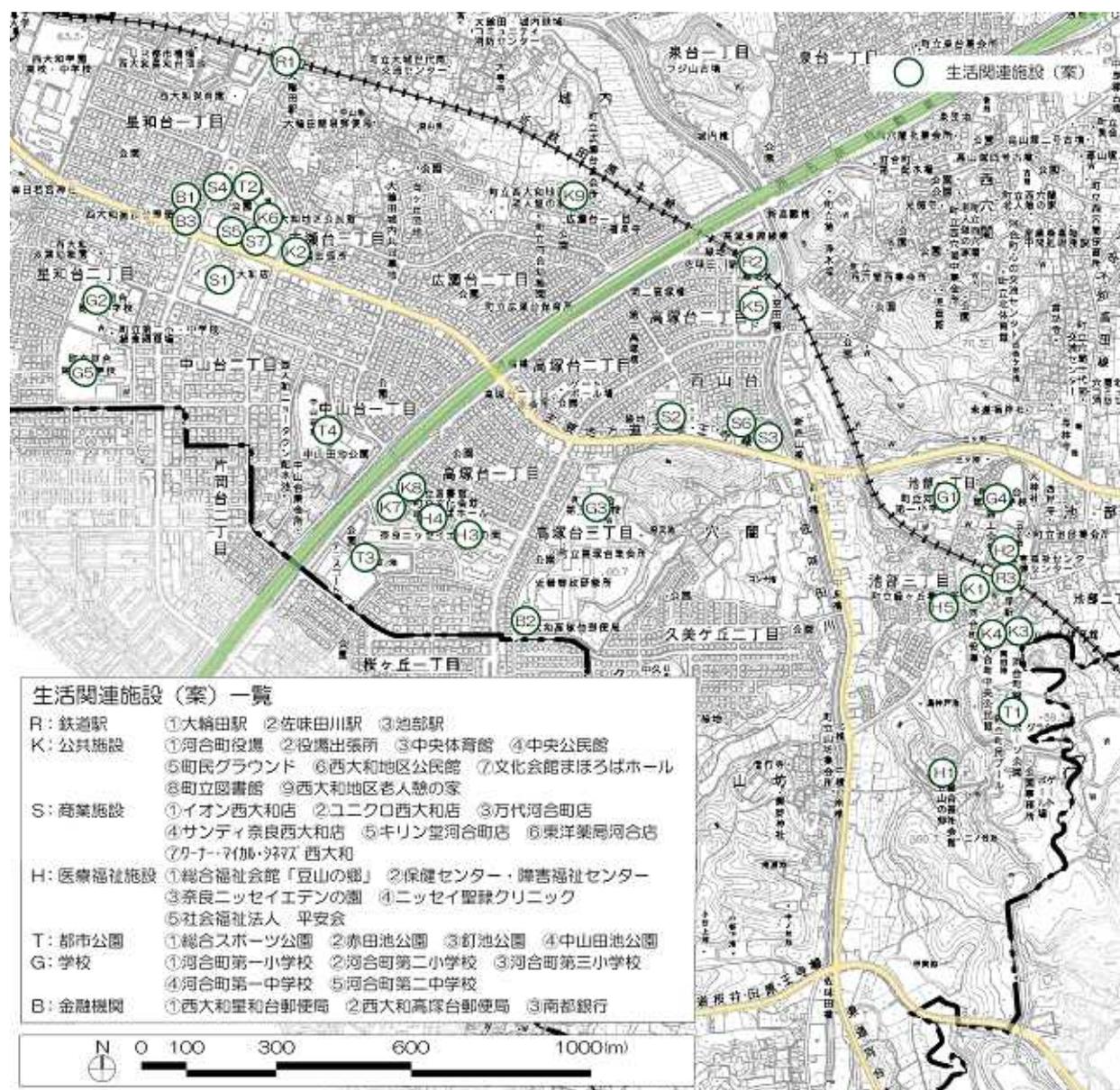
生活関連施設	選定	選定項目				摘要
		特定・特別特定建築物	高齢者・障がい者等利用	不特定多数利用	近接・集合	
1	西大和星和台郵便局					
2	西大和高塚台郵便局					
3	河合郵便局	-			-	
4	大輪田簡易郵便局	-		-	-	
5	池部簡易郵便局	-		-	-	
6	南都銀行西大和支店					

医療福祉等(H)

医療福祉等の施設は、その用途から滞在型のアメニティ(トイレや休憩所など)あるいは施設内の上下移動について施設整備(ハード整備)で対応することが望ましい。

生活関連施設	選定	選定項目				摘要
		特定・特別特定建築物	高齢者・障がい者等利用	不特定多数利用	近接・集合	
1 総合福祉会館豆山の郷						高齢者、障がい者等を含む不特定多数の住民が日常的に利用します
2 保健センター・障害福祉センター						
3 奈良ニッセイエデンの園						
4 社会福祉法人 平安会				-		

(3) 生活関連施設配置図



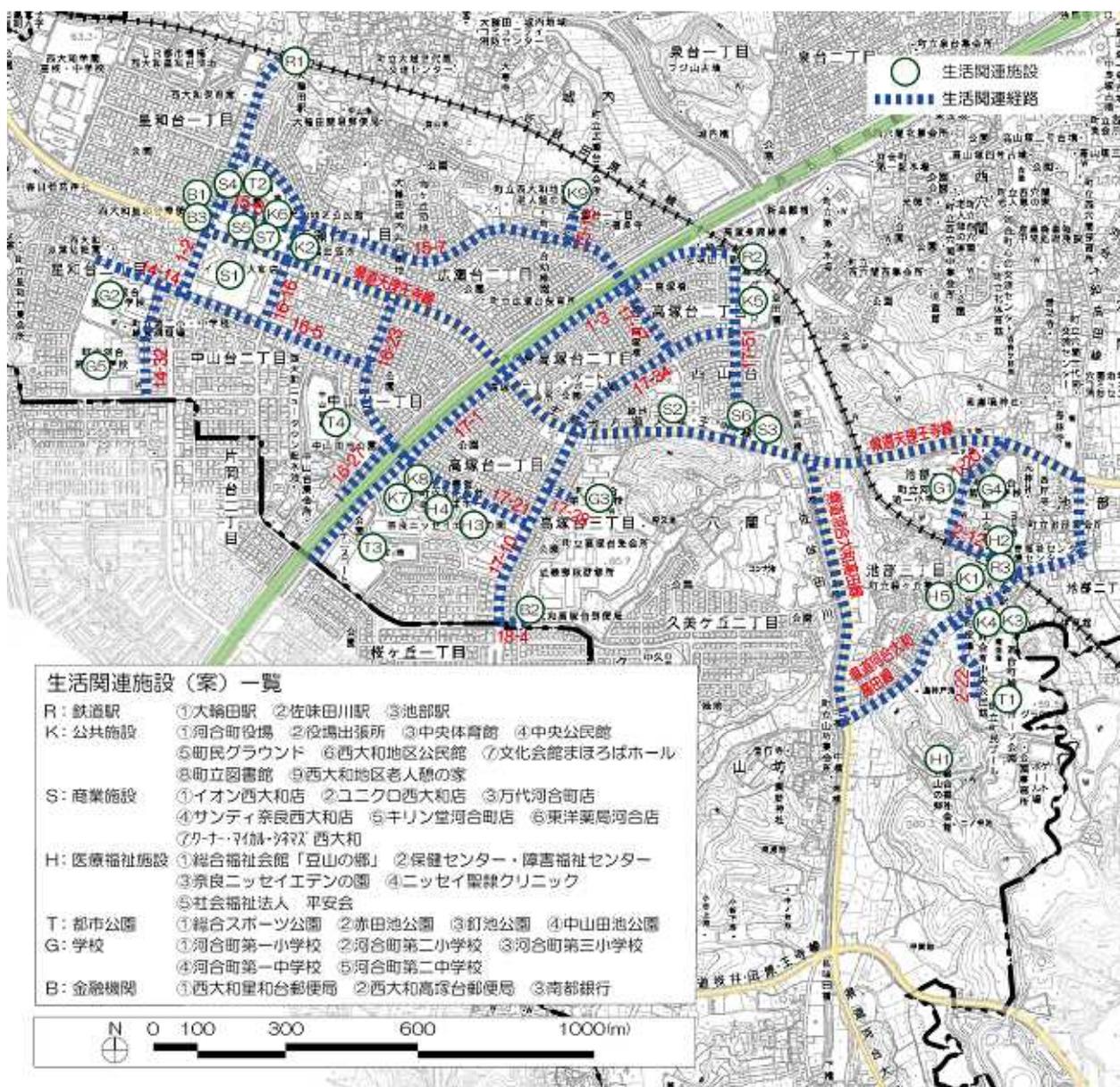
2 生活関連経路の選定

(1) 生活関連経路の要件

- ・旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路
- ・生活関連施設間を結ぶ経路
- ・上記、各施設を結ぶ経路でかつ歩行者や自動車交通量が多く、当該地区における主要な幹線道路、または歩行者や自動車交通量が少ない場合においても生活関連施設が接する道路
- ・生活関連経路のネットワーク（連続性）を構築するために必要な経路

(2) 生活関連経路

上記要件を満たす生活関連経路を以下に記す。



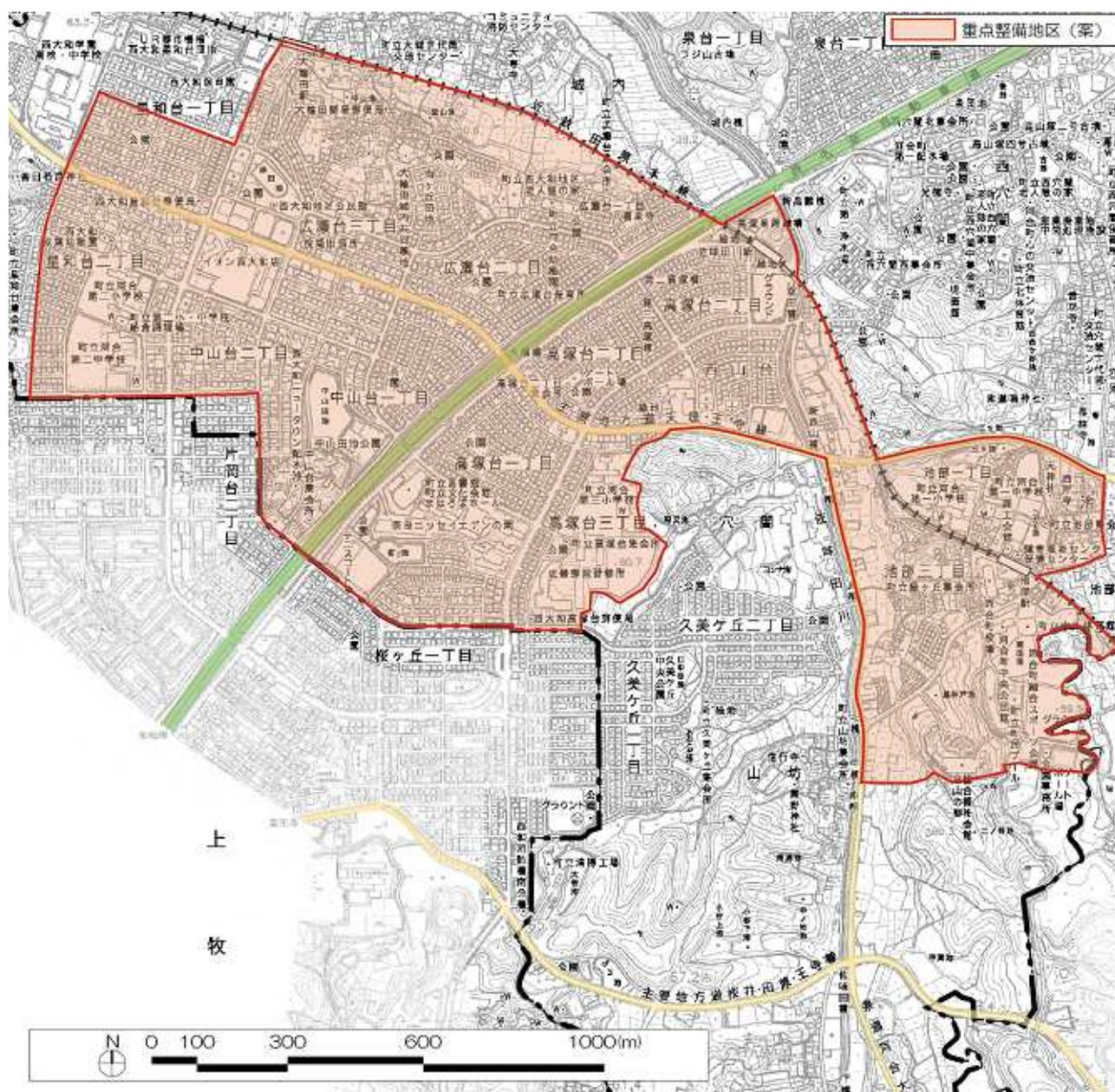
3 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区の要件

- ・ 特定旅客施設である鉄道駅（近鉄大輪田駅、佐味田川駅、池部駅）を中心とした徒歩圏（概ね500m～1,000m）
- ・ 高齢者や障がい者など多くの住民が利用すると見込まれる生活関連施設を含む範囲
- ・ 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ・ 移動等円滑化のための事業が実施されることが望まれる地区

(2) 重点整備地区

上記要件を満たす重点整備地区を以下に記す。



(参考1) 河合町内にある商業施設、医療福祉施設 (HPより検索)

商業施設等

名 称	住 所	規 模	業 種
イオン西大和店	中山台 2-7	10106m ²	スーパー
万代河合町店	西山台 527-1	2005m ²	スーパー
サンディ奈良西大和店	広瀬台 3-6-8	570m ²	スーパー
キリン堂河合町店	広瀬台 3-5-2	1060m ²	ドラッグストア
スギ薬局星和台店	星和台 2-1-24	134m ²	ドラッグストア
中川電気西大和店	星和台 1-5-1	125m ²	電気店
Aveil 法隆寺インター店	川合 1011	1169m ²	衣料品
ユニクロ西大和店	西山台 522-3	604m ²	衣料品
サークル K 河合町池部店	池部 2-4-5	131m ²	コンビニ
ファミリーマート河合店	西山台 524-18	165m ²	コンビニ
セブンイレブン河合町佐味田店	佐味田 1709-1	地図表記無	コンビニ
ローソン河合薬井店	薬井 434-1	164m ²	コンビニ
東洋薬局河合店	西山台 568-1-2	867 m ²	ドラッグストア
ワナー・マイカ・シズ 西大和	広瀬台 3-5-2	2001m ²	映画館

商業施設規模(面積)が500m²以上(地図より敷地面積を計測)を対象とした。

病院・医院等

名 称	住 所	規 模
サン歯科クリニック	星和台 1-10-2	
医療法人康成会星和台クリニック	星和台 2-1-20	
山下内科クリニック	西山台 525-5	
はえの医院	星和台 2-1-13	
児島内科クリニック	中山台 1-20-15	
ニッセイ聖隷クリニック	高塚台 1-8-1	19 床
坂上医院	広瀬台 3-8-10	
岸歯科医院	中山台 1-1-17	
山下皮膚科クリニック	穴闇 525-1	
竹田歯科	薬井 477	
藤岡医院	池部 3-17-8	
川村医院	星和台 2-2-2	
水野内科医院	西穴闇 232	
河合診療所	穴闇 81-1	
永浜診療所	星和台 2-2-1	
むらかみ小児科	広瀬台 3-3-6	
高塚台ひろき小児科	高塚台 2-39-16	
吉村歯科医院	池部 2-1-9	
西岡眼科	中山台 1-23-9	
太田耳鼻咽喉科	星和台 1-9-6	
勝田歯科医院	穴闇 199-1	
小野歯科医院	広瀬台 3-3-7	
中村歯科医院	中山台 2-5-12	

(参考2) 重点整備地区の要件について

バリアフリー新法および移動等円滑化の促進に関する基本方針では、重点整備地区の設定要件を次のとおり定めています。

1) 配置要件

「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」(バリアフリー新法第2条第21号イ)

- ・ 生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区であること
- ・ 地区全体の面積：概ね400ヘクタール未満(半径約1,000m以内の圏域)
- ・ 生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の「特別特定建築物」に該当するものが、概ね3つ以上所在すること
- ・ これらの施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれること等

注)生活関連施設(高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう)

2) 課題要件

「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」(バリアフリー新法第2条第21号ロ)

- ・ 鉄道駅や経路のバリアフリー面での課題など高齢者、障がい者等の徒歩もしくは車いすによる移動または施設の利用状況に配慮
- ・ 土地利用や機能の集積状況や将来の方向性への配慮
- ・ 想定される事業の実施範囲や実現可能性等の観点から総合的に判断される地区等

3) 効果要件

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(バリアフリー新法第2条第21号ハ)

- ・ 移動等円滑化のための事業が重点的、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現性や効果の観点から判断して、有効かつ適切であると認められること
- ・ 勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進(交流と社会参加、消費生活の場、勤労の場の提供)への配慮等

法令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

移動等円滑化の促進に関する基本方針

(国家公安委員会、総務省、国土交通省公示第一号 平成二十三年三月三十一日)

2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十一号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定することができることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

「生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」(法 第二条第二十一号イ)

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性にかんがみ、特

定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められること、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないとされていることに留意する必要がある。

「生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」(法第二条第二十一号ロ)

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。

このための判断基準として、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」

(法第二条第二十一号ハ)

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

重点整備地区の数

市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって流動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態にかんがみ適切であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

特定建築物及び特別特定建築物の範囲

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）

特定建築物	特別特定建築物
1.学校	1.特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舍又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20.自動車の停留又は駐車のための施設	17.自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊